

委員会提出議案第 1 号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 26 年 3 月 27 日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 川 口 薫

提案理由

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障がい者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要があるため、国に意見書を提出するものであります。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

我が国で使われている手話の原型は、明治時代につくられ発展してきたが、明治13年の国際会議で、ろう教育では口話法を教えることが決議され、昭和8年には、ろう学校での手話の使用が事実上禁止されることになった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約の第2条には、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。日本政府は、障害者の権利に関する条約の批准に向け国内法の整備を進め、平成23年に改正された障害者基本法の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

また、同法第22条では、国や地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のため、情報確保の施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障がい者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要がある。

したがって、国においては、「手話言語法（仮称）」を制定するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
様

秦野市議会議長 村上 茂